

【C1】 建築物石綿含有建材調査者講習試験問題

1. 選択肢①、②、③、④は、石綿についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
 - ① 塊状の岩石であっても、これを微細に粉砕することにより繊維状を呈するクリソタイル等が発生し、その含有率が微細に粉砕された岩石の重量の0.1%を超えた場合は、製造等の禁止の対象となる。
 - ② 石綿の分析のための試料の用に供される石綿、石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿、これらの原料又は材料として使用される石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物は、製造禁止物質である。
 - ③ 蛇紋石族は、クリソタイル1種類のみで、角閃石族が5種類である。
 - ④ 今まで世界で使用されてきた石綿の約9割以上がクリソタイルである。

2. 選択肢①、②、③、④は、石綿関連疾患についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
 - ① 胸膜プラークは、石綿ばく露の指標となる。
 - ② 石綿ばく露によって生じる肺がんは、石綿ばく露開始から20～50年の潜伏期間の後に発症することが多い。
 - ③ 石綿ばく露によって生じる非悪性の胸水を良性石綿胸水という。
 - ④ 胸膜中皮腫の発症リスクは石綿の種類によって異なり、アモサイトが最も危険性が高く、次いでクロシドライト、クリソタイル、アンソフィライトの順である。

3. 選択肢①、②、③、④は石綿を利用した製品の記述である。これらのうち、不適切なものを一つ選びなさい。
 - ① 吹付け石綿のある部屋の石綿繊維数濃度は、吹付け時の仕上げ状態、吹付け時からの時間の経過による経年変化やその他の要素によって異なるが、大気とほぼ同程度の場合から数十f/Lまでの測定値が報告されている。
 - ② 乾式の「吹付け石綿」の場合は、時代とともに石綿含有率の変化があるため、建築物の竣工年がポイントとなる。
 - ③ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種に使用している石綿はほとんどがクロシドライトである。
 - ④ 建築用仕上塗材は、建築物の内外装仕上げに用いられており、セメント、砂、着色顔料などを混合した塗材、合成樹脂系薄塗材や、凹凸模様の複層塗材等があり、過去に石綿を使用した時期があった。

4. 選択肢①、②、③、④は建築物内の石綿繊維数濃度についての記述である。これらのうち、不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 採取した試料を位相差顕微鏡でそのまま計数した場合は、総繊維数濃度となる。
 - ② 採取した試料を位相差顕微鏡でそのまま計数した場合は、石綿以外の無機繊維や有機繊維が含まれる。
 - ③ 採取した試料を低温灰化して位相差顕微鏡で計数した場合は、石綿繊維数濃度となる。
 - ④ 空気中の石綿繊維数濃度の計測方法には、位相差顕微鏡を使用する方法と電子顕微鏡を使用する方法がある。
5. 選択肢①、②、③、④は、石綿関連法令についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 廃棄物処理法は、解体等で発生する石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材を「廃石綿等特別管理産業廃棄物」と位置付けている。
 - ② 建築基準法により建築物等の増改築時には、原則として石綿の除去が義務付けられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の2分の1を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。
 - ③ 大気汚染防止法の特定粉じんとは、石綿のみである。
 - ④ 大気汚染防止法は、事前調査結果等の掲示板の大きさについては規定していない。
6. 選択肢①、②、③、④は、石綿含有建材調査についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 1990（平成2）年以降の建築物は、石綿含有建材の使用状況調査の優先順位が高い。
 - ② 竣工年、改修履歴等の情報は、石綿含有建材に係る法規制の適用範囲が、石綿含有率5重量% ⇒ 1重量% ⇒ 0.1重量%を超えるものという変遷があるためと、その間、石綿を含まない代替建材の動向との絡みがあるためで、石綿含有有無の推測に役立つ。
 - ③ 図面上では石綿含有建材が使われているように記載がある場合であっても、実際には使用した材料が同等品扱いで他の建材に変更され、石綿含有建材を使用せずに施工されていたり、改修などの際にすでに撤去済みであったりすることもある。
 - ④ 調査にあたってはできる限り石綿を吸入しないように、防じんマスクの着用、帯電防止の作業衣の着用を行う。

7. 選択肢①、②、③、④は、石綿含有建材調査についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 石綿含有の判断に苦慮する事案の場合には、適切な試料採取と正確な分析評価を実施する。
 - ② 結果的にあいまいな内容であったとしても確証ある結果として記載した現地調査報告書を提出すべきである。
 - ③ 石綿含有建材調査の結果は、解体・改修工事の施工方法などにも大きく影響する。
 - ④ 石綿含有建材調査者は、国内外にはどのような対策技術や工法があり、調査した建築物に最も適する手段はどのような方法なのかというような、技術に関する助言もできることが望ましい。
8. 選択肢①、②、③、④は、石綿含有建材調査者についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 石綿含有建材調査者は、建築物解体等における石綿規制についての知識を有していることが求められる。
 - ② 石綿含有建材調査者は、依頼された調査範囲における結果に対する限定された責務だけでなく、解体・改修工事の全体的な責務も負うことが求められる。
 - ③ 石綿含有建材調査者は、建築物などの設計図書や施工図などを解析し、必要な情報を抽出できることが求められる。
 - ④ 石綿含有建材調査者は、建築物などの施工手順や方法に関する基礎知識を有することが求められる。
9. 選択肢①、②、③、④は、建築基準法の防火規制についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 防火地域などの一定規模の建築物に対する規制として条件に該当すれば、戸建住宅でも耐火建築物としなければならない。
 - ② 建築基準法では、国民の生命、健康および財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
 - ③ 「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分に隣接する建物等で発生した火災の延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、コンクリート造としなくてはならない。
 - ④ 防火規制とは、耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画など、火災による建築物の倒壊や延焼を防止するための規制のことをいう。

10. 選択肢①、②、③、④は、耐火構造などの規制についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 事務所の用途に供する建築物は特殊建築物である。
 - ② 劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないものは耐火建築物としなければならない。
 - ③ 倉庫や自動車修理工場は特殊建築物である。
 - ④ 用途が病院、診療所で3階以上の階は耐火建築物にしなければならない。
11. 選択肢①、②、③、④は、建築物の主要構造部についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 建築物の構造上重要でない間柱、付け柱は主要構造部に含まれない。
 - ② 基礎は主要構造部に含まれない。
 - ③ 居室と避難施設たる廊下などとの区画を構成する間仕切壁は主要構造部に含まれる。
 - ④ 主要構造部とは構造耐力上重要な部分をいう。
12. 選択肢①、②、③、④は、鉄骨造の耐火性能確保についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 床スラブとカーテンウォールとの間にできる隙間を耐火性能のある不燃材料でふさぐことを「層間ふさぎ」という。
 - ② 合成被覆耐火構造は、壁と柱、はりの取り付け部分において、吹付け石綿など一種類の耐火被覆材では施工できないことを補うために施工されるものである。
 - ③ ALC板やセメント押出し成形板などで耐火間仕切壁を施工する場合、はりや床のデッキ下とALC板や取り付け補強金物の間に隙間ができる。この隙間埋めや補強金物の耐火性能確保のため、吹付け石綿などの不燃材料が使われた。
 - ④ 鉄筋コンクリート造の建築物においては建築基準法の防火・耐火規制などの法的規制されているので、設計者の設計思想や要求品質によって、吹付け石綿や他の石綿含有建材が使用されることはない。

13. 選択肢①、②、③、④は、防火区画についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 防火区画に接する外壁は、区画相互間の延焼を防ぐため、接する部分を含み60cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- ② 一定面積ごとに防火区画し、水平方向へ燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。100～3000㎡ごとに区画することを面積区画という。
- ③ 階段や吹抜け、エレベーターのシャフトや設備配管などを格納するスペースであるパイプシャフトのように水平に区画するものがなく、縦方向に抜けた部分は、煙突効果によって有害な煙や火災の熱を容易に上階に伝えてしまう。法令により、3層以上の竪穴には、竪穴区画が必要となる。
- ④ 防火区画の上下階の床や壁を貫通するケーブルトレイやケーブル等がある場合の貫通部の処理にけい酸カルシウム板第2種を使用することが多かった。

14. 選択肢①、②、③、④は、内装制限を受ける一定の規模以上の特殊建築物についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 内装制限を受ける一定の規模以上の特殊建築物は、主要構造部を耐火構造とした場合を除き、調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室などの壁・天井を難燃材料とすることが義務付けられている。
- ② 不燃材料には国土交通省告示に定める仕様を用いる場合と、国土交通大臣の認定を受けた仕様を用いる場合がある。
- ③ 劇場・映画館、病院、百貨店等の居室などの内装制限は、床面からの高さが1.2m以下の部分は除く。
- ④ 不燃材料、準不燃材料、難燃材料の要求時間性能は、それぞれ20分間、10分間、5分間である。

15. 選択肢①、②、③、④は、石綿含有建材とその使用目的についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の最上階の天井スラブ下には、太陽光による熱の伝導の緩和や空調の負荷を低減する目的で、断熱材として吹付け石綿を施工する例が多い。
- ② 共同住宅の食堂・居間の天井に仕上げ材と吸音材を兼ねて石綿含有吹付けパーミキュライトが使用された。
- ③ 機械室や電気室などに設置された設備機器からの騒音の発生する箇所では、壁・天井などに吸音目的で湿式の石綿含有吹付けロックウールが施工された。
- ④ 銀行の金庫や書類保管庫などの壁・天井に湿度調整の目的で吹付け石綿が施工されている場合がある。

16. 選択肢①、②、③、④は、石綿含有建材についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル1の石綿含有建材の使用目的には耐火や断熱・結露防止、吸音があり、目的によって種類を限定できることがある。
- ② 電着工法とは、パーライト・パーミキュライトなどの材料と結合剤（主に有機系接着剤）を混練りし、ノロガンまたは圧送吹付け機を使用してコンクリート、ボードなどに吹き付け接着させる工法である。
- ③ 設計図書の仕上げ表や矩計図などに「トムレックス吹付け」と記されている場合があるが、これは製品名を表すだけでなく、吹付け石綿の代名詞として記載されることもあった。
- ④ 石綿含有吹付けパーライトは耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。

17. 選択肢①、②、③、④は、石綿含有建材についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 煙突用石綿断熱材はレベル2の石綿含有建材である。
- ② 石綿含有珪藻土保温材は、鋼管やタンクなどの周囲に塗る塗り材であり、塗り込むための繋ぎ材として石綿が添加された。
- ③ ビル外壁の耐火目地材に使用されている石綿発泡体はレベル2の石綿含有建材である。
- ④ 耐火二層管は繊維モルタル成形の外管に硬質塩化ビニルを内在させた製品である。

18. 選択肢①、②、③、④は、石綿含有建材についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材は、単独で使用されることが多く、表面観察から簡単に見分けることができる。
- ② レベル3の石綿含有建材はレベル1、2と比較して量も種類も多い。
- ③ 1995年に輸入された石綿の半分以上はスレート製品に使用された。
- ④ 製品となっている建材中の石綿含有量は5～10%程度であることが多いことを考えると、実際の石綿含有建材の使用量は石綿輸入量の10倍以上程度と推計される。

19. 選択肢①、②、③、④は、図面名称と図面の記載内容例についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 特記仕様書は、工事に使用する材料の規格等、標準仕様書に表現できない事項を文字や表で記載している。
 - ② 特記仕様書の中の防水工事や屋根工事に関する記載事項からは、屋上のルーフィングやコーキングの材料の確認ができる。
 - ③ 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所に関する詳細な情報が入手できる。
 - ④ 天井伏図は仕上表と重複しているため、石綿含有建材の施工箇所についての詳細な検討は不要である。
20. 選択肢①、②、③、④は、調査に当たる際の建築確認図などの設計図書を建築物所有者から借用する場合の取り扱いについての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 借用した建築図面を説明した目的以外のために閲覧・複製してはいけない。
 - ② 建築図面があれば、書面調査では十分なので、建物所有者や建物管理者などからヒアリングはしなくてもよい。
 - ③ 借用時には必ず借用書を作成し、借用した建築図面の種類や設計図書名を記し提出する。
 - ④ 返却の際は建築図面・書類を借用書に基づき返却を確認する。
21. 選択肢①、②、③、④は、国土交通省と経済産業省が共同で情報開示している石綿(アスベスト)含有建材データベースについての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 検索した建材(商品)がないことをもって、石綿含有無しの証明にはならない。
 - ② 石綿(アスベスト)含有建材データベースは、関係業界団体、建材メーカーなどの公表データ、データベースの構築に際して協力が得られた関係業界団体と建材メーカーが所有するデータ、「耐火防火構造・材料など便覧(平成12年)」に掲載されているデータなどを対象として収集・整理を行った情報である。
 - ③ 石綿(アスベスト)含有建材データベースのサイト管理者は一般財団法人建材試験センターで、テキスト・画像などの転載転用、商用販売はできない。
 - ④ 石綿(アスベスト)含有建材データベースを引用する際は、引用元を明示する必要はない。

22. 選択肢①、②、③、④は、現地調査の留意点についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、書面調査を省略して現地調査に赴いても問題はない。
- ② 石綿含有建材調査者は、事前に得られた情報を整理し、調査に必要な人数や前段取り・機材など調査全体にわたる計画を検討しておくことが重要である。
- ③ 石綿含有建材調査者は、調査の経費や労力の低減、また正確性や信頼性の確保において調査全体のフローを考え、それに沿って行動することが望ましい。
- ④ 改修工事のための事前調査では、取外しや部分的な採取後の補修等の処理（耐火認定や補修材料および美観等）について事前に打合せが必要となる。

23. 選択肢①、②、③、④は、現地調査の留意点についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は建築物の総合的な調査報告書を作成した場合、郵送などで済ませるのではなく、建築物所有者に直接、現状を報告することが望ましい。
- ② 試料採取時の呼吸用保護具は国家検定合格品のDS-1またはDL-1の使い捨て式防じんマスクを使用する。
- ③ 調査を円滑に進めるための用品は多種にわたり、現地状況によって過不足が生じることもあるので、対象の建築物に応じて十分検討して準備することが望ましい。
- ④ 調査時の服装のポイントは、調査作業中であることを第三者に伝えるという点と、粉じんばく露からの自己防衛という点の2点である。第三者に伝えるという点に関しては、例えば「点検」、「調査」または「巡視」などと表示された腕章を装着することや、名札を首から掛けることなどが考えられる。

24. 選択肢①、②、③、④は、現地調査における建築物外観の観察についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の外観の観察から建材使用状況を読み取るのは難しいので、外周の確認にはあまり時間をかけないほうが現地調査には効率的である。
- ② 石綿含有建材は、結露防止や断熱を目的として北面の妻側の壁のみに使用されたケースがある。現地調査では、方位の確認が重要である。
- ③ 定礎はその竣工時期（場合により着工や施工途中の時期もある）、施主、施工業者その他の事項が刻印されている。その内容について認識するだけでなく、近寄って写真に収めておくことが望ましい。
- ④ 道路を隔てた反対側など建築物の全体が見える位置まで離れて建築物の正面や側面を観察する。

25. 選択肢①、②、③、④は、現地調査の留意点についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 案内人などが粉じんばく露の防護具を装着していない状況下などでは、採取作業時は退室を願うなど第三者ばく露を防ぐための安全策を講じる。
- ② 調査対象に即した最適な動線計画は、結果的に労力と時間の節約になることから、調査の動線について立会い者と事前に協議しておく必要がある。
- ③ 調査対象の建築物について、個別の部屋ごとに条件（制約）や注意事項があれば確認し、記録しておく。
- ④ 共同住宅のように同一パターンの部屋が続くような場合は、調査対象を適当に割愛することが効率的である。

26. 選択肢①、②、③、④は、調査に際して実施するヒアリングについての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は聞きたい事柄、調べておきたい事象について、依頼者である建築物の所有者の了解を得た上で、これらの情報を有する人に積極的に聞くように努めたい。
- ② ヒアリングの対象者として、依頼者である建築物の所有者のほか、地方公共団体の担当者、不動産関係者等が考えられ、調査対象の建築物に長く滞在する人や利用する人は含まれない。
- ③ ヒアリングする相手の所属や氏名、担当部署名や連絡先を確認しておく。
- ④ 調査に必要な建築物の建築時期、建築物の改修履歴、石綿除去工事の有無などは書面調査時の情報と整合性を確認し現地調査総括票に記載しておく。

27. 選択肢①、②、③、④は、現地調査の留意点についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分を除く全ての箇所について調査が必要である。
- ② 吹付けロックウールや吹付け石綿は、建築物の利用者の都合によって思わぬ場所、部位に使用されている可能性がある。
- ③ 現地調査における最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この最大の要因は調査漏れである。
- ④ 石綿含有建材調査者は、進んで情報を収集し、特異例なども含め類例を他の石綿含有建材調査者と意見交換をするなど、自己研鑽に努めることが望ましい。

28. 選択肢①、②、③、④は、試料採取についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 吹付け石綿などからの飛散が目視で確認できるような場合、歩行による飛散を防止する観点から、立入領域に対してHEPAフィルター付き真空掃除機による事前清掃を行う。
 - ② 建材が飛散する可能性のある採取作業は、電動工具を積極的に使用し作業時間を短縮するよう計画する。
 - ③ 建材の採取の際には、飛散抑制剤などを散布してから行う。
 - ④ 試料採取時は屋内を閉め切り、換気扇などは停止する。
29. 選択肢①、②、③、④は、石綿含有建材調査者の労働安全衛生上の留意点についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 夏季における高温のボイラー室など、過酷な条件での作業であっても、作業着は半袖ではなく長袖を着用する。
 - ② 作業着は使い捨て作業着、または粉じんの付着しにくい素材の作業着などを使用し、採取後にはHEPAフィルター付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを吸い取ってから採取場所を離れる。
 - ③ 石綿含有建材調査者は1年以内ごとに1回、健康診断を受けること。また、石綿含有建材調査者を雇用する事業主は、その結果を当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存すること。
 - ④ 配管類の上に乗れば採取作業ができる、といった場所は試料採取の適地とはいえない。
30. 選択肢①、②、③、④は、改修工事や増築工事を見落とさない調査についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 増築や改修を行った場所を見落とさないためには、建築物の所有者や利用者などへのヒアリングが重要である。
 - ② 建築図面の調査や現地調査の際には、石綿含有建材の使用箇所を推定する上で増築や改修などの履歴を把握することが必要である。
 - ③ 工場などの建築物で、柱・はりが端部2スパンだけ規則性が異なっていることもあるが、端部は比較的足場なども架けやすいので、ここから試料を採取し、建物を代表するサンプルとする。
 - ④ 建築図面では5階建てとなっていたが、現地確認では6階建てになっていたときは、増築の可能性が高い。

31. 選択肢①、②、③、④は、建材別の試料採取の際の留意点についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 吹付け材は、最終仕上げ工程で、セメントスラリーを表層に散布する場合や表面化粧する場合があることから、該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を行う。
- ② 平屋建ての建築物で施工範囲が3000㎡未満の場合、吹付け材の試料は原則として、該当吹付け材施工部位の3箇所以上、1箇所当たり10㎤程度の試料をそれぞれ採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一まとめにして密閉式試料ボックスに収納する。
- ③ 一建築物であって、施工等の記録により、耐火被覆の区画に関し、耐火被覆の業者（吹付け業者）が明確な場合、業者ごとの区画を一つの施工範囲としその範囲ごとに、3箇所以上、1箇所当たり10㎤程度の試料をそれぞれ採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一まとめにして密閉式試料ボックスに収納する。
- ④ 折板屋根用断熱材は、折板屋根用断熱材の施工範囲から3箇所以上、1箇所当たり10㎤程度の試料をそれぞれ採取しそれぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一まとめにして密閉式試料ボックスに収納する。

32. 選択肢①、②、③、④は、レベル3の石綿含有建材の試料採取についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材は、改修工事の対象になりうるため、代表的な試料を採取するには細心の注意を払う必要がある。
- ② 岩綿吸音板のように捨て張り材のせっこうボードなどと一体化した建材は一体として管理・改修・除去されるが、含有量を明らかにするため、通常は2試料として取り扱う。
- ③ 試料採取ではやむを得ずホールソーなどで試料を切断する場合は必ず隔離し、HEPAフィルター付き真空掃除機で吸引しながら採取する。
- ④ 天井材の試料採取を行う場合、天井点検口のふた部分の天井材から採取してはいけない。

33. 選択肢①、②、③、④は、現地調査の記録方法（写真の撮り方）についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 写真構図（フレーミング）は、調査報告書の臨場感を高めるため縦・横の構図を適切に組み合わせ、調査対象物の素材感や現地状況を記録することがポイントとなる。
 - ② 報告書において石綿を含有しないと判断した建材について、その判断根拠を示すことが求められている（平成30年4月20日付け基安化発0420第1号）。したがって、現地調査段階で報告書に添付できる写真を撮影しておく必要がある。
 - ③ 調査対象物の写真撮影を行う場合は、広角撮影と近接撮影をしておくといよい。ただしアップで真正面から撮影すると平面的で、内容不明、部位不明の写真になってしまうおそれがある。
 - ④ 写真の構図は2面（天井+壁）または3面（天井+壁+壁、つまり部屋の隅を意味する）を意識すると現地の部屋の奥行きや状況、雰囲気などを伝えることができる。
34. 選択肢①、②、③、④は、吹付け石綿の劣化度判定についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 吹付け石綿の劣化度判定において、人為的な傷やへこみが局所的には少数あるが、全体として表面劣化が見られないので「劣化なし」とした。
 - ② 吹付け石綿の劣化度判定において、全体の状態はよいが、人為的な多数の損傷が2面（2スパン）以上にわたってあるため「劣化」とした。
 - ③ 吹付け石綿の劣化度判定において、複数面（スパン）にわたり多数の損傷の痕がある、深層までの傷がある、繊維の垂れ下がりが見える、擦過傷の面積が大きいなどのため「劣化」とした。
 - ④ 吹付け石綿の劣化度判定において、一部に自然脱落が見られたため「劣化」とした。
35. 選択肢①、②、③、④は、偏光顕微鏡を用いた定性分析法についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 偏光顕微鏡を用いた定性分析法では、市販されたバルク材のアスベストの他、非意図的に混入したアスベスト（原材料中の不純物など）の定性分析や建築用仕上塗材のような複合・複層建材の試料の素材別・層別の定性分析ができる。
 - ② 必要であれば灰化、酸処理、浮遊や沈降により、非アスベスト成分の除去を行う。
 - ③ 実体顕微鏡で詳細に観察した後、偏光顕微鏡により石綿が不検出の場合、この時点で石綿なしと判定する。
 - ④ 標本を偏光顕微鏡で観察し、アスベスト特有の色・多色性、複屈折の大きさ、消光角、伸張の符号、分散色といった光学的性質からアスベストの同定を行い、アスベストであった場合は「アスベスト検出」と判定する。

36. 選択肢①、②、③、④は、X線回折装置を用いた定量分析法についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 定性分析によって、『アスベスト含有』と判定する過程において、明らかにアスベスト含有率が高い（例えば5%以上）と判定した場合は、硝酸による前処理作業を実施せず、一次分析試料を直接使用してアスベストの定量分析ができる。
 - ② X線回折装置を用いた定量分析法は、天然鉱物中に不純物として含有するおそれがあるアスベストの分析については適用されない。
 - ③ 現在、国内の分析機関のほとんどは、アルミニウム板を基底標準として用いている。
 - ④ X線回折装置を用いた定量分析法では基底標準吸収補正法により定量を行う。
37. 選択肢①、②、③、④は、分析結果のチェックについての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 分析機関から送られてきた分析結果には間違いがないと思いつめるのは危険である。
 - ② 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、検体別の結果、写真やチャート図その他）が揃っているか確認する。
 - ③ 分析結果報告書を受領した際、送付した試料番号や試料名が分析結果報告書の記載と相違がないことを確認し、よしとした。
 - ④ 発注者から分析チャート、分析条件、分析写真について質問があった場合には、石綿含有建材調査者が説明する必要はないので分析機関から回答してもらう。
38. 選択肢①、②、③、④は、解体・改修における調査報告書の対象物件概要についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 建物構造：鉄骨造はS造、鉄骨鉄筋コンクリート造はSRC造など略称でよい。
 - ② 規模：〇〇㎡、〇階、地下1階はB1F、塔屋2階はPH2Fとする。
 - ③ 竣工年：着工年・改修年などもここに記入する。
 - ④ 建築物所在地：地番・家屋番号または住居表示を記入する。
39. 選択肢①、②、③、④は、解体・改修における調査詳細報告書の対象物件についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。
- ① 所在地：竣工当時の番地と現在の番地を記入するように努める。
 - ② 施設名：発注書どおりの施設名を使う。複数の建物が存在する場合は補助番号などで補う。
 - ③ 建物用途：事務所 工場／倉庫 娯楽施設 学校 などから選択する。複数の用途に使用されている場合は、代表的なものを一つ選択する。
 - ④ 延床面積：図面に記されているとおりに記入する。小数点2桁まで図面に記されていればそのとおりに記入する。

40. 選択肢①、②、③、④は、解体・改修における分析資料一覧表(分析依頼表)についての記述である。これらのうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 採取者資格は、採取した者の保有資格名を記載する。採取者の姓名を記載する必要はない。
- ② 試料番号のASはアナリシスサンプリングの略で、分析のためのサンプリングを意味する。
- ③ 採取建物名は、調査対象に複数棟があれば配置図等で確認し、記載がない場合は、調査依頼者にわかりやすく表現する。
- ④ 竣工年月においては、改修工事が行われていれば改修年月を記入する。